

② 看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

## 特定行為とは

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為です。特定行為を行うことができる看護師は、定められた所定の研修（特定行為研修）を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師に限られます。常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに医療を提供することが可能になります。

（参考ホームページ：特定行為に係る看護師の研修制度／厚生労働省）

## 当院での特定行為実施について

当院では、この研修を修了し、さらに病院から実施することの容認を受けた特定行為研修修了看護師が特定行為を実施しています。当院で実施している特定行為は、厚生労働省が定める 38 行為のうち、下記 19 行為です。（令和 7 年 3 月現在）

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈カテーテルの挿入
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正

術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与および投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時投与
	抗不安薬の臨時投与